

令和5年度答申第28号  
令和5年9月13日

諮問番号 令和5年度諮問第25号（令和5年8月18日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

(2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項（令和5年厚生労働省令第60号による改正前のもの。以下同じ。）は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間。やむを得ない理由により認定職業訓練等の受講を取りやめた場合には、受講を取りやめた日が末日となる。）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

なお、求職者支援規則附則3条の5第3項（令和4年厚生労働省令第163号による改正前のもの。以下同じ。）は、職業訓練受講手当に関する暫定措置として、特例期間（令和3年12月21日から令和5年3月31日までの間）に実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した日がある場合には、当該受講した日が属する給付金支給単位期間から当該認定職業訓練等が終了した日が属する給付金支給単位期間までにおける職業訓練受講手当については、求職者支援規則11条1項5号の規定にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（当該認定職業訓練等の1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であるときに支給する旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 特定求職者である審査請求人は、令和4年7月25日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から令和5年1月24日までであった。

(就職支援計画書)

(2) 審査請求人は、本件訓練を以下のとおり欠席した。

ア 令和4年10月31日

親族の看護を理由として遅刻し、1時限目から5時限目までのうち、1時限目から3時限目までを欠席した。

イ 同年11月1日

親族の看護を理由として早退し、1時限目から5時限目までのうち、4時限目及び5時限目を欠席した。

ウ 同月2日

体調不良を理由として早退し、1時限目から5時限目までのうち、5時限目を欠席した。

エ 同月4日

体調不良を理由として1日欠席した。

オ 同月14日

就職面接を理由として1日欠席した。

(職業訓練受講給付金支給申請書、欠席届)

(3) 審査請求人は、令和4年11月15日、就職のため本件訓練を受講することができなくなったとして、訓練実施機関を中途退校した。

(中途退校者報告書、退校届)

(4) 審査請求人は、令和4年11月15日、処分庁に対し、同年10月25日から同年11月15日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について本件申請をしたところ、処分庁は、同日、「やむを得ない理由によって求職者支援訓練等を欠席したことにより、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が8割未満となったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

(5) 審査請求人は、令和5年1月16日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和5年8月18日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、令和4年10月24日、ハローワークに対し、就職が決まった場合の給付金の支給について問い合わせたところ、担当職員は、受講日数が8割以上であるか否かに関係なく、日割りで支給すると回答した。

本件不支給決定の取消しを求める。

(審査請求書、反論書)

### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、認定職業訓練等を受講しなかったこと  
「やむを得ない理由」については、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）10042へにおいて、「親族の傷病について当該特定求職者の看護を必要とするため」、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「求人者との面接（採用試験を含む。）又は安定所長が特定求職者の今後の再就職に資するものと判断できるセミナー等を受講するため。」等が規定されており、また、やむを得ない理由で欠席した場合については、求職者支援要領10042トに示されている証明書類を必須の添付書類として求めることが規定されている。

さらに、求職者支援要領10042チにおいて、「インフルエンザ等に感染した場合等」については、給付金の支給要件の一つである出席要件を判断する際、訓練実施日から除外できることが規定されている。

- 2 審査請求人が本件訓練を欠席した日は以下のとおりである。

令和4年10月31日（3限）	親族の看護のため欠席
同年11月1日（2限）	体調不良のため欠席（※）
同月2日（1限）	体調不良のため欠席
同月4日（1日）	体調不良のため欠席
同月14日（1日）	選考試験のため欠席

※ 令和4年11月1日の欠席理由について、欠席届では「親の病院へ同行の為」と記載されている。

3 上記2の欠席した日については、求職者支援要領に基づき訓練実施日から除外できる場合のいずれにも該当しない。

本件支給単位期間における本件訓練の実施日数は14日であり、審査請求人が本件訓練を受講した日数は10日となるから、出席率は10日／14日＝71.4%となり、本件支給単位期間における実施日数の8割以上の出席があったとは認められない。

4 以上により、本件申請については、求職者支援規則11条に定める給付金の支給要件を欠くことから、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

### 第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 上記第1の2(2)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項5号本文)。

ただし、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めており、求職者支援規則附則3条の5第3項は、令和3年12月21日から令和5年3月31日までの特例期間については、欠席についてやむを得ない理由の有無にかかわらず、上記割合が100分の80以上であるときに支給することとし、受講した日数には、実施日の訓練の一部(2分の1以上)のみ受講した日がある場合は当該一部受講日の日数に2分の1を乗じた日数(端数は切り捨てる。)を加える旨を定めている。

(2) 本件支給単位期間は、上記特例期間である。本件支給単位期間における訓練実施日数は14日であるところ、審査請求人は令和4年10月31日1時限目から3時限目を欠席、同年11月1日4時限目及び5時限目を欠席、同月2日5時限目を欠席、同月4日及び同月14日を欠席しており、同月1日及び同月2日については訓練の2分の1以上を受講しているため、審査請求人の訓練受講日数は10日となる。

そうすると、訓練受講日数の訓練実施日数に占める割合は8割に満たず、給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号、附則3条の5第3項の要件を満たしていないので、本件不支給決定に違法不当な点はなく、審査庁の判断は妥当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史